

# 持続化給付金に関するお知らせ

## 支援対象を拡大します

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金を支給しております。

この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たに対象とします。

1

主たる収入を

**雑所得・給与所得**

で確定申告した個人事業者

2

**2020年1月～3月**

の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。

従来の申請と比べて、**ご提出いただく書類が変わります。**

### 給付額

1

**最大100万円**

(注) 対象月：売上等が▲50%以上の月

(式)  $\frac{\text{前年の収入}^*}{12} - \frac{\text{対象月の収入}^*}{12}$

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

2

中小法人等 **最大200万円**、個人事業者等 **最大100万円**

(式)  $\frac{\text{今年1月～3月の総売上}}{3} - \frac{\text{今年3月までの創業後月数} \times 6}{12} - \frac{\text{対象月の売上}}{12} \times 6$

### 申請方法、申請開始日

新たに対象となった方の申請は**6月29日**より受付開始

申請は、**WEB・スマホ**から電子申請

(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

※従来よりも、審査に時間を要することが想定されます。

※審査の結果、給付要件を満たさない場合には給付できません。

裏面に、要件や必要書類をまとめてあります。ぜひ、ご一読を。

裏面へ